

令和4年 第21回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和4年3月22日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和4年3月25日 午後 3時00分									
	閉 会		令和4年3月25日 午後 4時00分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者13名 欠席者1名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	奈 良 和 人		13番	委員	佐 藤 貴 彦	
	2番	委員	小野寺 孔		8番	委員	木 口 幸 弘		14番	委員	下川部 和 宏	
	3番	委員	西 口 智 章		9番	委員	佐 藤 龍 也					
	4番	委員	佐 藤 美登子		10番	委員	由 利 昭 人					
	5番	委員	末 村 卓 也		11番	委員	齋 藤 和 博					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 2番 _____ 9番 _____ _____											

事務局長	それではこれより、第 21 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	みなさん、総会出席ご苦労様です。ようやくまん延防止重点期間も過ぎ、これから自由活発に活動できるかと思っていましたが、昨日は北海道内の新規感染者が2千人を超えたということで、まだ油断がならないと思います。今年に入って、ハウスにも早出しのイモが並べられる時期となり、今シーズンも始まったな、という感覚であります。市街地周辺の農地では、もう土も見えているわけですが、木間内や小鶯方面ではまだまだ雪が残っています。いつになったら溶けるのかと思われませんが、時期が来れば溶けていくのだと思います。本日は、農業者年金協議会総会もあります。円滑に会議を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。それでは総会に入りたいと思います。 日程第1、出席者の報告。5番木村卓也委員欠席で、欠席1名、出席13名です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、2番小野寺孔委員、9番佐藤龍也委員、お願いします。
事務局	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局説明をお願いします。 報告第1号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第6条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1番 ○○さん、詳細は別紙資料の農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第3条第2項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。 続いて報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、1番から3番に私に係る案件が、4番に奈良委員に係る案件ありますので、まず私が退席しますので、1番から3番の案件を先に審議し、その後、奈良委員が退席し、4番の案件の審議に入ります。1番から3番の案件は小野寺代理の進行でお願いします。 (外崎会長退席)
会長代理	報告第2号 農地法第18条の規定による通知について、1番から3番まで事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 貸主は旭丘○○の○○○○子さん、借主は木間内○○の○○○○さん、土地の所在は旭丘○○ほか4筆、地目は公簿、現況ともに記載のとおり、合計面積は71,374㎡、契約期間は平成24年3月30日から令和4年3月29日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。 2番 貸主は社の山○○の○○○○さん、借主は木間内○○の○○○○さん、土地の

	所在は社の山〇〇ほか1筆、地目は公簿、現況ともに田、合計面積は27,333㎡、契約期間は平成30年6月29日から令和10年6月28日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。 3番 貸主は江別市〇〇の〇〇〇〇さん、借主は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか6筆、地目は公簿、現況ともに記載のとおり合計面積は48,638㎡、契約期間は平成30年3月30日から令和10年3月29日までの10年間、農地利用集積計画による賃貸借です。
会長代理	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いいたします。
佐藤貴委員	〇〇〇〇さんが個人名義で貸借していた農地について、法人化による名義変更のため、既存の契約を解約するものです。
会長代理	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長代理	それでは報告どおり承認します。 (外崎会長着席)
会長	続いて奈良委員、退席をお願いします。 (奈良委員退席) それでは、4番の説明を事務局からお願いします。
事務局	4番 貸主は江差町〇〇の〇〇〇〇さん、借主は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか2筆、地目は公簿、現況ともに田、合計面積は36,169㎡、契約期間は令和3年2月19日から令和9年2月18日までの6年間、農地利用集積計画による賃貸借です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
小野寺委員	〇〇〇〇さんが個人名義で貸借していた農地について、法人化による名義変更のため、既存の契約を解約するものです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは報告どおり承認します。 (奈良委員着席)
会長	続いて議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、1番に私に係る案件が、2番と3番に奈良委員に係る案件がありますので、まず私が退席し、1番の案件審議をお願いし、その後、奈良委員が退席し、2番と3番の案件の審議を行います。1番の案件は小野寺代理の進行でお願いします。 (外崎会長退席)
会長代理	それでは1番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号 下記のとおり、利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇さん、土地の

	所在は旭丘〇〇ほか 52 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 231,716 m²です。貸借期間は 10 年間です。法人化に伴う利用権設定です。農地法第 2 条第 3 項の各号に規定する農地所有適格法人の形態要件について、別紙資料 6 頁から 7 頁記載の農地所有適格法人要件確認書により整理しており、適格相当と考えられます。 適格法人の要件について、説明させていただきます。 別紙資料 8 ページから 14 ページに〇〇〇〇の定款を表示しておりますので、これを例に説明させていただきます。 適格法人の要件は形態要件、事業要件、構成員要件の 3 点が農地法第 2 条第 3 項に示されております。 形態要件は、非公開株式会社、持ち分会社、特例有限会社であることが求められます。定款第 5 条から株式会社であることがわかり、定款第 7 条に非公開の要件である譲渡制限規定がありますので適格と判断されます。 事業要件は、農業及び農業関連事業の売上が全体の 50%を超えることとされております。農業事業の売上見込みについては、農協作成の貸出金償還計画表等により確認した結果、要件確認書記載のとおり適格と判断されます。 構成員要件については、農業に常時従事する個人等が議決権の 50%を超えることなどが求められており、常時従事者兼農地の提供者たる〇〇〇〇氏が発行株式の 100%を保有することが定款第 33 条により確認できますので、適格と判断されます。 2 番と 3 番で説明する〇〇〇〇につきましても同様の方法で要件を整理しております。
会長代理	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
佐藤貴委員	ありません。
会長代理	それでは、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長代理	それでは、申請どおり許可したいと思います。 (外崎会長着席)
会長	続いて 2 番及び 3 番の案件ですが、奈良委員にかかわる案件ですので奈良委員退席をお願いします。 (奈良委員退席) それでは事務局説明をお願いします。 2 番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇、譲渡人は鶉町〇〇の〇〇さん、土地の所在は字旭丘〇〇ほか 66 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 347,101 m²です。賃貸借期間は 10 年間で、法人化に伴う利用権設定です。農地法第 2 条第 3 項の各号に規定する農地所有適格法人の要件について、別紙資料 17 頁から 18 頁記載の農地所有適格法人要件確認書により整理しており、適格相当と考えられます。 3 番 譲受人は鶉町 706 番地 2 の〇〇、譲渡人は鶉町〇〇の〇〇さん、土地の所在は字鶉 848 番 8 ほか 9 筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 48,917 m²です。貸借期間は 10 年間で、法人化に伴う利用権設定です。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
小野寺委員	法人化に伴い、法人構成員の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの所有地を法人に使用貸借するものです。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見はありますか。

委員	ありません。
会長	それでは、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	続いて議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 下記のとおり農地を転用し所有権を移転するため許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番 土地の所在は上里〇〇のうち44.02㎡ほか1筆、地目は公簿現況ともに畑、合計面積は2,043.63㎡、譲渡人は上里〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は札幌市中央区の〇〇〇〇さん、賃貸期間は令和4年5月1日から令和4年11月30日までの7か月間です。特別高圧架空送電線張替工事に伴う資機材搬入のためのヘリポート用地として一時転用するものです。 議案資料の36ページから39ページの審査表により整理しております。当該農地につきましては、農振農用地の範囲外であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地であると判断しております。 代替地について、周辺は狭小な谷地形であり、周辺に目的達成に必要な第3種農地や非農地選定の余地がないことから、代替可能性はないと判断しました。資力、事業期間、被害防除措置、復元の可能性についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤美委員	事務局の説明どおり、許可相当と考えられます。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
	続いて議案第3号、農用地利用集積計画についてですが、1番に吉田委員にかかる案件がありますので、吉田委員は退席をお願いします。 （吉田委員退席） それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により使用貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上の山〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は6,419㎡、貸借期間は5年間です。更新の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。

委員	ありません。
会長	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。 続いて議案第4号 農用地利用集積計画についてですが、1番から8番に私に関係する案件が、9番から11番に奈良委員に関係する案件がありますので、まず私が退席しますで、1番から8番の案件を先に審議し、続いて奈良委員が退席しますので、9番から11番の案件を続いて審議します。 この間の進行は小野寺会長代理にお願いします。 (外崎退席)
会長代理	それでは、議案第4号1番から8番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は旭丘〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか4筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は71,374㎡、貸借期間は6年間で、対価は田で10aあたり18,000円、畑で5,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 2番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は社の山〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は81,546㎡、貸借期間は6年間で、対価は田で10aあたり10,000円、畑で7,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 3番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇〇〇さんほか1名、土地の所在は木間内〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は9,975㎡、貸借期間は6年間で、対価は10aあたり10,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 4番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は江別市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は48,638㎡、貸借期間は6年間で、対価は10aあたり18,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 5番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇〇、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は10,141㎡、貸借期間は6年間で、対価は10aあたり12,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 6番 譲受人は木間内〇〇の〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇さん、土地の所在は社の山〇〇ほか6筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は57,298㎡、貸借期間は6年間で、対価は10aあたり12,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 7番 譲受人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は社の山〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は社の山〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は21,727㎡、貸借期間は6年間で、対価は10aあたり10,000円です。法人化に伴う名義の変更です。 8番 譲受人は木間内〇〇の〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の

	所在は木間内〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 15,333 m²、貸借期間は6年間で、対価は 10a あたり 12,000 円です。法人化に伴う名義の変更です。 事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。 報告第2号にて解約した農地を法人名義で再度賃貸するものです。
会長代理	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
佐藤貴委員	ありません。
会長代理	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長代理	それでは、申請どおり許可したいと思います。 (外崎会長着席)
会長代理	続いて奈良委員の退席をお願いします。 (奈良委員退席)
会長	それでは、9番から11番の案件について事務局説明をお願いします。 9番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 54,633 m²、貸借期間は5年間で、対価は 10a あたり 18,000 円です。新規の案件です。 10番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか11筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 67,559 m²、貸借期間は5年間で、対価は 10a あたり 19,000 円です。法人化に伴う名義の変更です。 11番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は江差町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 36,169 m²、貸借期間は5年間で、対価は 10a あたり 20,000 円です。法人化に伴う名義の変更です。 事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。 9番の案件は〇〇〇〇さんが作付けしていたところですが、新たに〇〇〇〇さんをお願いすることとなりました。10番、11番は法人化に伴う名義の変更です。
事務局	
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。 続いて12番から15番の案件について事務局説明をお願いします。
事務局	12番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 7,926 m²、貸借期間は5年間で、対

	価は 10a あたり 20,000 円です。新規の案件です。 13 番 譲受人は美和〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は中館〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 39,646 m²、貸借期間は 2 年間で、対価は 10a あたり 5,000 円です。新規の案件です。 14 番 譲受人は美和〇〇の〇〇さん、譲渡人は中館〇〇の〇〇さん、土地の所在は中館〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 33,844 m²、貸借期間は 2 年間で、対価は 10a あたり 5,000 円です。更新の案件です。 15 番 譲受人は館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 18,105 m²、貸借期間は 5 年間で、対価は 10a あたり 18,000 円です。更新の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。12 番と 13 番の案件について補足説明をお願いします。
奈良委員	7 番。12 番は、〇〇〇〇さんが高齢となり、今後作付けは難しいと判断されたため、〇〇〇〇さんに所有農地の作付けをお願いすることとなったものです。 7 番。13 番は、更新に近い案件で、もともと隣接地等を〇〇〇〇さんに貸していたため、隣接する他の農地もまとめて賃貸することとしたものです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
由利委員	10 番、〇〇〇〇さんの経営面積ですが、適格法人の経営面積と異なるのですが、どのような理由によるものですか。
事務局	農地台帳上で把握している面積と適格法人報告で自己申告される面積に乖離があるということかと思います。 作業受託などの面積は農地台帳に含まれていませんが、〇〇〇〇さんの適格法人報告ではそれらの面積も加わっていると考えられます。
会長	ほかにありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。
事務局	続いて、議案第 5 号 農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。 議案第 5 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上の山〇〇ほか 54 筆、地目は公簿・現況ともに記載の通り、合計面積は 316,912 m²、経営移譲に伴い経営地の所有権を贈与により移転するものです。 2 番 譲受人は南館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は南館町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は南館町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 14,764 m²、贈与によ

	る所有権移転です。 3 番 譲受人は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は稲見 38 番 1 ほか 10 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 24, 540 m²、対価は 10a あたり 200, 000 円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
吉田委員	12 番。経営移譲に伴い世帯内で使用貸借されていた農地について、貸借の更新時期を迎えたことから、これを契機に所有権移転する案件です。
西口委員	3 番。生前贈与の案件です。お母さんが元気なうちに、経営者の〇〇〇〇さんに所有権を移転するものです。
佐藤美委員	4 番。〇〇〇〇さんが高齢のため離農することから、〇〇〇〇さんに農地を引き受けてもらいたいとの意向を示したことから、このようになりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし
会長	それでは、申請どおり許可したいと思います。 続いて協議第 1 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局説明をお願いします。
事務局	農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく最適化活動にかかる目標について、別紙案により定めたいので協議願います。 本目標は、これまで「農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」として策定されてきたものを特に最適化活動に特化して目標及び評価を行うこととされたものです。盛り込むべき活動目標として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入促進などがあります。 議案資料 73 ページをお開きください。 73 ページは事実記載です。 74 ページから 75 ページは最適化活動の目標を示しております。 集積目標として、令和 12 年度時点の集積率 95%が北海道の目標として掲げられており、当町の基本構想においても同じ数値目標が掲げられておりますので、95%としております。今年度の集積目標については、令和 12 年度に達成すべき 95%を必要な年数で割り返した集積率としています。 遊休農地の解消については、2. 3ha を解消することとしています。 新規参入については 23. 7ha を新規参入者の取得農地面積の目標としております。 活動目標として、農業委員による推進活動を一人毎月 1 日とすることを目標としております。 活動強化月間については 9 月の作況調査、10 月の農地パトロールを遊休農地解消の活動に、2 月の人農地プランにかかる地域での話し合いを農地集積のための活動と位置づけ計画化しております。 また、新規参入相談会につきましては、札幌などで開催される新規就農フェアに農業委員が出席することが考えられますので、そのような計画としております。 以上の計画について令和 4 年度の最適化活動の目標として設定し、町ホームページ等にて公表してまいります。また、年度末には活動評価を行い、翌年度 5 月末までに活

	動の点検評価を行い、これも公表することとなります。 以上、協議いたします。よろしくお願いいたします。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
会長	これは、毎年目標を定めるものか。
委員	今までも似たような仕組みの目標や評価はなされており、町のホームページで公開されていました。ただ、事務局内で会長専決により策定されていたものですが、農業委員全体にかかわることなので、今後は協議の上、策定していくこととします。
会長	ほかに質問等がありますか。
前田委員	6番。新規参入者の目標面積が年間 23.7ha となっていますが、これは現実的ではないと思います。
事務局	当町の実情を考えると、おっしゃるとおりです。註書きにあるとおり、ここに記載する面積は、過去3年間の農地の権利移動面積の平均の1割以上を記入することとなっているため、このような面積としています。
会長	このような数字で目標としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	それでは、目標について承認します。 以上で用意の議案は終了しました。ほかにありますか。
事務局	次回総会についてお諮りします。 事務局からは4月21日（木）を第1希望、第2希望を20日又は22日で提案いたします。時間は18時30分からとします。
委員	4月21日で了承する。
会長	他になければ第21回農業委員会総会を閉会します。 ～了～